

1. 活動方針策定の趣旨

平成30年3月スポーツ庁策定の「運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」に沿った活動方針を策定することにより、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点で、附属中の実態に応じて部活動が最適に実施されることを目指す。

2. 部活動への加入について

校訓「文武併進」「切磋琢磨」のもと、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等につながると考え、部活動に全員加入することを原則とする。ただし、以下の理由等であれば、部活動不参加を認める。

- ・校外において、スポーツ、文化活動、習い事等をしている。
- ・遠距離通学である。
- ・部活動に十分参加できない理由がある。

3. 休養日等の設定について

- ・原則として、水曜日を部活動の休養日とする。
- ・土曜日及び日曜日は少なくとも1日を休養日とする。
- ・大会前後の練習及び休養日については、顧問が別途指示をする。

4. 活動時間

- ・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度としてできるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
- ・部活終了時間及び完全下校時間

17:45 部活終了 18:00 完全下校（卒業式前後～秋季大会まで）

17:00 部活終了 17:15 完全下校（秋季大会後～卒業式前後）

5. 部活動名

[運動部活動]

軟式野球 サッカー 陸上競技 ソフトテニス バスケットボール

バレーボール 卓球 剣道 新体操 駅伝（特設部）水泳（大会のみ参加）

[文化系部活動]

吹奏楽 科学 茶道

6. 部の運営について

- ・「熱中症予防運動指針」等を参考に、猛暑の中での活動は避けるなど適切な対応を取るよう努める。
- ・部活指導顧問、外部指導者は、いかなる理由があっても、部活動で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されるものではないとの認識を持ち、体罰等のない指導に徹する。